

お知らせ

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます
※年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において金額が社会保険料控除の対象となり、この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成29年1月1日から9月30日(休日の場合は翌営業日)までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ず証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

☎0570(003)004
 ※050から始まる電話からは
 ☎03(6630)2525

消費税軽減税率制度 説明会を開催

11月28日(土)午前の部10時～11時(受付9時30分)、
 午後の部14時～15時(受付13時30分)

午前の部と午後の部は同じ内容を説明します/会場:市役所市民室/対象者:茂原市、長南町、長柄町、睦沢町の事業者の方
 茂原国税務署
 法人課税第1部門

☎(22)8396(ダイヤルイン)

「女性に対する暴力をなくす運動」推進期間です

毎年11月12日から25日まで「女性に対する暴力をなくす運動」推進期間です。

配偶者からの暴力、性犯罪(アダルトビデオ出演強要、JKBビジネスも含む)、ストーリーカー行為、売買春、人身取引やセクシャルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

この運動期間をきっかけに、暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

【相談窓口】

・千葉県女性サポートセンター
 ☎043(206)8002
 ※24時間対応
 ・長生健康福祉センター
 ☎(22)5565

※9時～17時(土日・休日除く)、面接相談要予約
 ・子育て家庭相談室(2階)
 ☎(23)5500
 ※8時30分～17時15分(土日・休日除く)

11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待相談対応件数は年々増加し、千葉県は5,568件(H27年度)と、全国で4番目に多いとされています。「千葉県子どもを虐待から守る条例」は、全ての子どもたちが、幸せを実感しながら成長できる千葉県をめざし、

今年4月1日に制定されました。虐待は子どもの人権を著しく侵害する行為であり、決して許してはなりません。

この条例には県民の責務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務があります(通告者は特定されないように配慮されます)。みんなで子どもたちを虐待から守りましょう。

【千葉県子どもを虐待から守る条例】

https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/gyakutaioureihni.html

ご相談、通告先

・子育て支援課(2階)
 ☎(20)1573、FAX(20)1610
 ・子育て家庭相談室(2階)
 ☎(23)5500

借金やヤミ金融に関する無料相談会を開催します

千葉県多重債務問題対策本部および市では、借金やヤミ金融でお悩みの方を対象に弁護士、司法書士、警察官などによる無料相談会を開催し、多重債務・ヤミ金融に係る諸問題の解決を支援します。借金で悩まない生活を取り

戻すために、まずはご相談ください。

11月26日(土)10時～15時まで
 受付/場所:市役所2階消費生活センター(生活課内)/
 申込:生活課窓口または電話申込(申込順)

また、多重債務に関する相談は左記でも受け付けています。

【茂原市消費生活センター】

☎(20)1101/相談日:月・金曜日(休日・年末年始を除く)/受付時間:9時30分～16時(12時～13時を除く)
 園生活課(2階)
 ☎(20)1505、FAX(20)1600

「面接の経験がない」「面接時の立ち居振る舞いに自信がない」方に、グループでの実践練習を通して、面接の流れやマナー、基本的なポイントなど、面接の基本を学ぶセミナーを開催します。

なお、ご希望の方はセミナー終了後、キャリアアカウンセラーによる、お1人15分程度の個別相談(6人まで)もご利用できます。